

新型コロナウイルス感染症に 関するお知らせ

御坊市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を検討中です。対応策がまとまり次第ホームページ等を通じお知らせします。

※このお知らせについては、5月12日現在のものになります。

個人向けの支援施策について

「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当（特例給付を除く）を受給する世帯に臨時・特別の一時金を支給します。

支給対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（特例給付を除く）の受給者

支給額

対象児童1人につき1万円

対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童

振込について

令和2年3月31日時点（令和2年4月より高校1年生となった児童については、令和2年2月29日時点で住民票がある市区町村から支給されます。

手続きについて

原則、申請は不要です。

※公務員は、令和2年3月31日時点（令

支給時期

現在、未定です。詳細が決定次第ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ

社会福祉課 福祉児童係

☎0738・23・5508

生活困窮者自立支援制度について

収入が減って家賃が支払えない、生活が苦しい、仕事が見つからないなど生活に困っている方はご相談ください。

◇生活困窮者住居確保給付金

離職・廃業または新型コロナウイルス感染症拡大等による休業や収入減少により、家賃の支払いに困り、住居を失う恐れが生じている方に対し、一定期間、家賃相当額を家主に支給します。

問い合わせ

社会福祉課 支援係

☎0738・23・5508

◇生活福祉資金（特例貸付）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業、失業により、緊急かつ一時的な生活費にお困りの方に生活福祉資金・緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を行います。

問い合わせ

御坊市社会福祉協議会

☎0738・22・5490

事業者向けの支援施策について

「事業全般に広く使える給付金」

◇持続化給付金

売上が前年同月比50%以上減少した中小企業や個人事業者の方を対象に支給されます。

中小企業等は最大200万円、個人事業者等は最大100万円支給されます。

詳細については、経済産業省ホームページでご確認いただくか、持続化給付金事業コールセンターまでお問い合わせください。

問い合わせ

持続化給付金事業コールセンター

☎0120・115・570

「従業員の休業に対する助成金」

◇雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業者の方が、労働者の方に対して一時的に休業・教育訓練・出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当や賃金等の

一部を助成する制度です。

問い合わせ

御坊公共職業安定所

☎0738・22・3507

総合的な経営相談窓口

◇和歌山県よろず支援拠点

和歌山県よろず支援拠点は、国が運営する無料経営相談所です。

中小企業・個人事業者の方の資金繰りや経営改善などの経営の悩みに、専門家が対応しています。

問い合わせ

和歌山県よろず支援拠点

☎073・433・3100

当面の運転資金の調達

◇和歌山県経営支援資金

新型コロナウイルス感染症対応枠

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者の方で、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた方は、3年間無利子・無担保・全期間保証料減免の和歌山県の融資制度を利用することができます。

なお、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定は御坊市が行います。認定要件は次の通りです。

○セーフティネット保証4号

原則として、直近1か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少していることが見込まれること